

## 貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、貝塚市人権擁護に関する条例（平成6年貝塚市条例第28号）及び貝塚市人権行政基本方針の趣旨に基づき、全ての市民の尊厳と権利が平等に守られる豊かな人権文化を創造できる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ関係」とは、互いをその人生のパートナーとして、相互に協力し合うことを約した二者の関係であり、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。

2 この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。

3 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップ関係であることを市長に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）をしようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと、及び宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 双方が民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないこととされている者同士の関係にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者が市職員の面前において、貝塚市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓書には、パートナーシップ関係にある者の住民票の写し又は住民票記載事

項証明書及び現に婚姻をしていないことを証明する書類を添付しなければならない。

- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整しなければならない。
- 4 宣誓は、市長が指定する場所において行うものとする。
- 5 パートナーシップ関係にある者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該パートナーシップ関係にある者の立会いのもとで、他の者に代書させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、パートナーシップ関係にある者が本人であることを確認するため、当該パートナーシップ関係にある者に対し、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が相当と認める書類

(受領証等の交付等)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書及び添付書類等を確認し、適切であると認めるときは、当該パートナーシップ関係にある者に対し、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 市は、市が行うサービスにおいて、受領証の保持者に対し、法律に抵触しない範囲において、法律婚と同様に取り扱うよう努めるものとする。

(通称の使用)

第7条 パートナーシップの宣誓をしようとする者に氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認める場合は、宣誓書について氏名に代えて通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。)を使用することができるものとする。この場合において、前条第1項に規定する受領証

には、氏名に代えて当該通称を記載するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 受領証の交付を受けた者が当該受領証の紛失、毀損等の事情により当該受領証の再交付を希望するときは、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領証の交付を受けた者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領証を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップ関係が解消されたとき

(2) 一方が死亡したとき

(3) 双方が市外に転出したとき

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第4条第3項の規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和4年3月31日までの間における第3条第1号の規定の適用については、同号中「成年」とあるのは、「成年(親権者の同意を得た者にあつては、18歳)」とする。